

(第一類 第一号) (附属の七)

第五回国会 内閣委員会 内閣委員会連合審査会議録第一号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

午後二時四十四分開議

出席委員

内閣委員会

委員長代理 理事 小川原政信君

理事 青木 正君 理事 吉田吉太郎君

理事 有田 喜一君 理事 木村 榮君

理事 鈴木 幹雄君

江花 靜君

鹿野 彦吉君

浅沼稻次郎君

佐竹 晴記君

通信委員会

理事 飯塚 定輔君 理事 加藤隆太郎君

理事 白井 佐吉君 理事 田島 ひで君

理事 宇野秀次郎君 理事 風間 啓吉君

理事 高塩 三郎君 理事 橋本登美三郎君

理事 井之口政雄君 理事 浦口 鉄男君

出席政府委員

通信大臣 小澤佐重喜君

(分務局長)

通信事務官 浦島喜久衛君

委員外の出席者

通信次官 鈴木 恭一君

専門員 小関 紹夫君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 稲田 穂君

本日(の)の論議に付した事件

郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

電気通信省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

郵政省設置法及び電気通信省設置法

第一類第一号附屬の七

内閣委員会連合審査会議録

第一号

昭和二十四年四月二十八日

衆議院事務局

印刷者 印刷局

51010

の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第九〇号)

○小川原委員長代理 これより内閣委員会、通信委員会連合審査会を開きます。

内閣委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。

それは郵政省設置法の一部を改正する法律案、電気通信省設置法の一部を改正する法律案、及び郵政省設置法及び電気通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を一括して議題といたします。

まず各案について政府より提案理由の説明を求め、続いて質疑に入ります。質疑は通告順によつてこれを許しますから、あらかじめ御通知ください。通告者の多い場合は質疑は簡潔にお願いいたしますと存じます。それではまず各案について政府の提案理由の説明を求めます。小澤通信大臣。

○小澤通信大臣 たい、ま議題となりました郵政省設置法の一部を改正する法律案及び電気通信省設置法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

通信省におきましては、今回政府で企図いたしました行政機構の徹底的簡素化の方針に即應いたしました。過般の第三回国会において成立を見ました郵政省設置法及び電気通信省設置法につき、ただちに機構簡素化の具体案の研究にとりかかると、鋭意慎重なる検討を加えて参つたのであります。今般

成案の決定を見ましたので、ここに本法案を提出いたしました次第でございます。以下両法案に規定せられております。その大要を申し上げます。

まず郵政省の方でございますが、郵政省の機構改正の大きな点は、第一に本省監察局、郵務局、貯金局、簡易保険局の四局には、現行設置法におきましては、それ〴〵三部ないし四部を置いておりましたが、今回この部制をすべて廃止することとし、またこの四局の局長には、特に理事をもつて充てることにいたしました。この理事をもつて充てること、この理事もまたとりやめることとしたのであります。しかしながら、歴大かつ廣汎なる郵政省所掌の郵便、貯金、保険の各業務運営の責任部局としてのこれらの各局の重要性にかんがみまして、監察局とともに特に部制にかえ、局長の補佐として次長一人あてを置くこととしたのであります。

第二には、現在の設置法における人事局、資材局、建築局の三局を廃止しまして、いずれもこれを大臣官房の部に縮小いたしますとともに、人事局及び経理局に置くこととなつておりました次長も廃止することにいたしましたのであります。

第三には、官房に官房長を置くこととなつておりましたが、これを廃止いたしましたのであります。

以上本省としましては、従来の機構に比し、三局を減じ、また官房長一、次長二、各局の部長十三、合計十六の

長を減じ、別に四次長を置き、差引十二の長を整理いたしておるのでございます。

次に郵政省の地方機関の設置そのものについては、別に変更を加えておりませんが、その内部組織については、大体本省に準じて構成すべきでありまして、その意味では現在のものより簡素化せらるべきであります。ただ地方の状況に應じまして、必ずしも画一的に法律に規定することが妥当ではありませぬので、これら機関の性質にかんがみて、その構成を省令で定めることに改めたのであります。

以上が郵政省機構縮小の大要であります。次に電気通信省について申し上げます。

電気通信省の機構改正につき、まず特に申し上げておきたいと存じます。これは、現在の設置法の構想であります。即ち、いわゆるライン・オルガニゼーションの完備という理念を、今回の機構簡素化の方針と調節させながら、いかに生かすかという点であります。これについてはいろいろな意見や要望もあつたのであります。結局従来の組織段階を一段ずつ繰り下げるよりほかに、設置法の構想を生かす方法はないということになつたのであります。

さて機構改正の主要なる内容を申し上げますと、第一には、総務長官を電気通信監に改め、長官官房を電気通信監室とした点であり、第二には、業務

部門、施設部門担当の理事二人を廃止して、新たに業務局及び施設局を置いた点であり、第三には、現在の業務部門、施設部門の各局を、ただいま申しました業務局、施設局の部といたし、業務総務室及び施設総務室を廃止した点であり、また第四には、現在の局に置くことのできた部も、またとりやめた点であり、第五には、人事局を廃止して、大臣官房に人事部を置いた点であります。

以上第一ないし第五の改正によりまして、現在の設置法の根本理念は保ちながらも、機構簡素化の実をあげることに苦慮いたしました結果、現在の設置法による構想とはほぼ似た形でありながら、全面的に一段縮小せられた規模の構成をとることとしたのであります。

以上の縮小によりまして、理事二人を減じ、局は九局を整理し、二局を設置、差引七局を減じております。ただ部の段階につきましては、若干増加することとなつたのであります。なお地方機関につきましては、現在の設置法に規定せられた段階は、ぜひとも実施する必要があると存じますので、何ら変更はございません。

以上が本省関係でございますが、次に外局関係におきましては、電波監では、現在の設置法による四部を三部に縮小いたし、また航空保安監では、二部制を廃止して、次長一人を置くこととしたのであります。いずれも最大限の縮小を実施しておる次第でございます。

さいいます。
これをもちまして、今回の両省の機構簡素化の内容の説明を終ります。何とぞ十分御審議くださることを、すみやかに可決せられんことを切望する次第でございます。

次に郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

来る六月一日から國家行政組織法の施行に伴いまして、郵政省設置法及び電氣通信省設置法が施行せられ、従來の通信省が廃止せられることに相なりますので、通信省官制以下、通信省に關する組織を定めております現行諸官制を、同時に廃止する必要があるとするとともに、現行の法令中で、たと

えば「通信大臣」とあります字句を、あるいは「郵政大臣」、または「電氣通信大臣」というように、また「通信省」とございませぬものをあるいは「郵政省」または「電氣通信省」というように、一々読みかえて行く必要がございますので、ここに本法案を提案いたしましたのでございませぬ。本案はこのように諸官制の廃止と、他の法令中の名称の読みかえとおもなる内容といたしました法案でございます。両省設置法の施行に伴い、付随的措置を必要とするものだけを内容とするものでございませぬ。

何とぞ御審議くださることを、すみやかに可決せられんことをお願いいたす次第でございます。

○小川原委員長代理 田島ひで君。
○田島(ひで)委員 二、三御質問いたしたいと思ひます。私、説明書をいたさきせんでしたが、機構の簡素化ということば、今まで何度も申されてお

ます。大臣の御説明によりますと、上の方の機構は相当局が廃止になり、三局になつたりして簡素化のように見えますが、その結果、下の方にいろいろな課とか、あるいは部とかいろいろのものが非常にふえまして、中間のところから従来よりもいろいろな機構が相當ふえておるような形が感ぜられるのであります。そういう点についての簡素化との御關係を伺いたいと思ひます。これがまず第一点でありまして、その御返答をいたさきましてから、またあとで続いて御質問いたします。

○小澤國務大臣 田島君の御質問によりますと、結局上の方だけは一應整理がついたが、下に行つてふくれておるのではないかと、御質問であります。ただいま具体的に申し上げました通り、また法案自身によつてござらん願ひますれば一目瞭然であります。現在の郵政省設置法では、大臣官房、監察局、第一、第二、第三部、郵務局、管理局、業務部、輸送施設部、貯金局、管理部、業務部、會計部、というように非常に大きな機構でございませぬ。また、たゞ御説明申し上げましたものを、たゞいま御説明申し上げました通り、大臣官房、人事課、資料部、建築部、経理局長、郵務局長、簡易保険局長、貯金局長というように、ごく簡易なものになつておるのであります。それは法案の内容を十分ござらん願ひますれば、御説明申し上げるまでもなく、決して下へ行つても廣がつておるのではないのであります。

ただ先ほど提案理由の説明中に、局を減らしたましたが、部でふえたといふのはございませぬが、これは全般から見ましたときには、差引きまして大きな機構の簡素化になつておるといふ点を、

特につけ加えておく次第であります。なお電氣通信省におきましても、まったく同様な趣旨で簡素化されておりますので、特にこの点については省略することにしたいたします。

○田島(ひで)委員 私は大体電氣通信省の方に關係して御質問いたしたいと思ひます。二省分割はすでに決定された問題であります。御説明によりますと、組織としては非常にいいものが入れられておりました。私どももいたしまして、反対の理由はございませぬが、この高度な組織が現在の日本にただちに入られるといたしますと、通信電氣關係が、御承知のように非常に荒廃しております。今までの組織關係から見ますと、まさきり反対のような違つた組織が入つて参ります。こういうように急激に組織が変更されまして、その機構がいろいろかわつて参りますと、上から下まで相當の急激な變化が起つて参ります。この人員の配置の轉換とか、従業員の施設の問題、たとえば住宅問題とか、いろいろな困難な問題が相起つて参ると思ひます。そういう点に対する当局の処置はどうなさるおつもりでありますか。

○小澤國務大臣 現在の通信省が、たゞいま申し上げました通り、郵政省と電氣通信省に二分いたしました。従つてこれに対する保健設備、医療設備等を同時に二つにするとは半端になるのではないかと、いわゆる不完全な、二つに割つたために、かえつて充実した医療設備とか厚生設備ができないのではないかと、そういうような御質問であります。この点につきましては、たゞいまお話しするような、たとえば病院が一省で一つ

じかないようなものは、暫定的にしばらくその一省というものを両方の共通な、いわゆる共管というような形にでもして、そして今お尋ねのように、一つであれば完全であるのに、二つに割つたためにいづれも不完全になるのだというふうな結果は、極力運用によつてこれを避ける方針で進みたい、こう考へております。

○田島(ひで)委員 私の申したのは、病院とかそういうのでなくして、全体の機構として、たしか三段が五段ぐらゐの段階になつておるようによつて考へます。おそろくこれで配置轉換が方々でされると思ひます。その關係上、いろいろないすの御当といふこともございませぬ。それから特に通信關係では今住宅、宿舍のことが問題になつております。そういうものを考へまして、内部に一時混乱が起るのではないかと、事実そういうことを方々で聞いておりますが、現在特にこういうふうな機構改革を強行いたしました。それをやらなければならぬという根拠がどこにあるかを御伺いたしたいと思ひます。

○小澤國務大臣 その機構を二つにしなければならぬといふことは、すでに田島委員も御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

な御質問を御承知の通り、昨年のマツカサ元帥の書簡の趣旨に沿うてわかれたのであります。これを實質的に申しますならば、電氣通信事業をよりよく發展するため、また郵政事業の現在以上の急速な發展、あるいは理想的な施設を施すといふ大きな目標のもとに、二つにわかれているのであります。

ないかというお話しであります。なるほど課長または局長あたりが、この機構に對していろいろの意見を言つておられることは事實であります。しかしこれが混乱というようには私どもも見ておりませぬ。大いにこれに對する意見を率直に発表してもらつて、最終的に結論を見出せば、それでいいのではないかと、こう考へて、別に混乱というふうな問題は起つておりませぬ。

○田島(ひで)委員 二省分割することには私も反対はいたしましたが、すでに決定になりましたから、そのことについては申し上げませんが、この電氣通信省は今まで通信關係で非常にうまくつていた方の事業でございませぬ。この機構をいろいろ見ておきますと、たとへば予算の關係におきましても、研究所の費用が年々多くなつておる。多くなつておることは、ほかのつり合ひ上大きくなつておること、かつこうでございませぬ。輕視でなくして重視されておること、これは非常に結構と思ひます。その内容を見ておきますと、どうも基礎的な研究というものが割合に輕くなりまして、それだけ費用をとつて

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

何のためにそれが使われるか。私自身いろいろ調べました結果によりまして、それらの費用がいろいろ、電話機の規格の嚴重化とかいう方面に用いられておる。その方面の意向がやかましくなり、そして現在では電話機なんかも、日本の電話機の規格が非常にやかましくなつて入らなくなつた。そういう關係から現在では御承知のように日電あたりの大きな企業を独占しておられますものは、外國からいろいろつばな機械を入れたり、それに應ずる

は、いわゆる通信事業に遑論の深い人の意見を参考としながら、われわれの権限を実施して行こうという考え方でありまして、むしろ民主的な運営に進まうという方向でできているものであることを御了承願いたいと思うのであります。なおその構成委員にいわゆる全通とかなんとかを入れるということについては、今決定いたしておりません。

○田島(ひて)委員 大体今まで聞いておりました御返答で、納得できない点はお聞きしませんが、あらためてここにはお聞きしないことにはいたしまして、意見の相違だといえれば相違でございますが、私はもつと具体的にほんとは申し上げたいのですが、あまり時間を私一人でとるのもお気の毒に存じますから、遠慮しておきます。これで行きますと、確かに公共事業としての電気通信事業、特にもうかる方の面が二つにわかれて、その方に國家の一般会計から切り離してやはり相當の資金が入つて来ております。これはい

は、必ずしも通信行政の強化にならないと思ひます。國全体の行政を見渡すときに、もし一つでも省をふやすというならば、私はこの際臨工省における今回資源廳とまじりました石炭、電力、さような天然資源の開發に重点を置いた資源省ともいふべきものを、置く方が先決だと思ひるのであります。しかしこの問題については關係方面からスキャップ・インというようなところまで行つておりますから、相當困難な問題とは考えますが、通信大臣は、今回設置法を改正されるに際しまして、この問題をもう一べん最初の振り出しに帰つて再検討せられた上で出されるか。また關係方面とももう一度それをあらためて折衝されるか。もうあれはスキヤップ・インだからしかたがないとあきらめられて、單なる部局の短縮ということばかりにとらわれておるのか。その辺のところを伺いた

○小澤國務大臣 通信事業の持つ役割がきわめて公共性を帯びておつて、しかもわれわれ文化國家を建設せんとする、いわゆる新日本再建の現在の民族生活に、緊切なる影響のあるという点には、お話の通りであります。従つて通信事業が今後ますます強化拡大といひましようか、強力行なれまして、その事業の復興あるいは復旧が、よりよき速度において展開されることを望ましいのであります。しかし省が二つになつたことが、ただちにその能率を落とすとはきましませんし、今御指摘のようになつたことが強力だということも考えられないのであります。これはいづれにいたしましても、要はその機構の中での程度の熱意と、どの程度の研究をもつてそれに當るかという問題だと思ひますが、この点についてはいろいろの見解もございまして、現在の段階においては私は原案をもつて適切な案と考へておりますから、従つてこれを撤回してさらに研究し直す、あるいはことに關係方面に折衝しようという考へは毛頭持つておりません。

○有田(粁)委員 この問題について紛糾してもしかたがないと思ひますが、機会があるならば、眞に通信行政を生かす意味で、さような二省分割をされるようなことは避けられた方がいいのじやないかと思ひます。あるいはまたこの二省分割の裏には、電気通信事業を民営にでもしようというような意図があるのじやないかということも考へられるのです。それも一つの見解だと思ひますが、民営自身については私図の考へは別にありますが、さような意図があるのじやないかというように一應考へます。さようなことに対する通信大臣の御所見を伺ひます。

○小澤國務大臣 今田島委員のお話では、だん／＼私企業に向うような状態だということですが、私は必ずしも私企業に向うことは絶対ないという趣旨ではないのであります。私企業に経営した場合の方が、電気通信事業から受ける一般國民大衆の利益が多いという場合には、むしろ私企業に進んでやるべきだと考へております。従つていつでも官業で絶対やるのだという意味ではないのであります。ただ現在の段階では、そういうことは少しも考へていないという趣旨でありますから、その点誤解のないよう願ひいたします。

○田島(ひて)委員 その点で多少意見は違ひますが、私は少くとも今の荒廢しておる日本の戦後の電気通信事業は、やはり國家のもとに公共事業としてやつて行かなければ、どうして都會会のお金を持つてゐる人がこれを有利に使ひまして、お金がない一般國民がこれを何とかして使ひたいというところにはだん／＼向かなくなると思ひます。そういうことからいへば、申し上げたい点はありませんが、そういう点で現在の段階では私企業に向うということは、公共事業の性質を失つて行くのではないかと考へまして、その点つけ加えて申し上げておきます。

○小澤國務大臣 通信事業の持つ役割がきわめて公共性を帯びておつて、しかもわれわれ文化國家を建設せんとする、いわゆる新日本再建の現在の民族生活に、緊切なる影響のあるという点には、お話の通りであります。従つて通信事業が今後ますます強化拡大といひましようか、強力行なれまして、その事業の復興あるいは復旧が、よりよき速度において展開されることを望ましいのであります。しかし省が二つになつたことが、ただちにその能率を落とすとはきましませんし、今御指摘のようになつたことが強力だということも考えられないのであります。これはいづれにいたしましても、要はその機構の中での程度の熱意と、どの程度の研究をもつてそれに當るかという問題だと思ひますが、この点についてはいろいろの見解もございまして、現在の段階においては私は原案をもつて適切な案と考へておりますから、従つてこれを撤回してさらに研究し直す、あるいはことに關係方面に折衝しようという考へは毛頭持つておりません。

○有田(粁)委員 この問題について紛糾してもしかたがないと思ひますが、機会があるならば、眞に通信行政を生かす意味で、さような二省分割をされるようなことは避けられた方がいいのじやないかと思ひます。あるいはまたこの二省分割の裏には、電気通信事業を民営にでもしようというような意図があるのじやないかということも考へられるのです。それも一つの見解だと思ひますが、民営自身については私図の考へは別にありますが、さような意図があるのじやないかというように一應考へます。さようなことに対する通信大臣の御所見を伺ひます。

○小澤國務大臣 郵政省においては、人事管理に關する問題、従來通信省では勞務局で扱つてゐる問題が、勢い人事部で扱ふこととなるのであります。従つて一應これを格下げしたような形にはなりませんが、しかしお話のようにすでに二つに分れますし、しかも公務員法が制定されましたから、はたしてこの勞務局というような考へ方が適當であるかどうかということも考へたいと思ひます。この際むしろ勞務局というよりは、人事局あるいは人事部でどうした問題を扱ふことが、公務員法の考へている精神にも合致するのではないかと、さういふ意味から、人事部と名前を改めたのであります。さらに人事部というのは、むしろ人事局が適切ではないかというお話ですが、ここまで原案を練る途中においても、今

は、いづれも御注意しておきまして、これを私の質問を終わります。

○有田(粁)委員 通信大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。言うまでもなく、通信行政が文化國家建設の上においても、また産業經濟復興並びにその發展の上においても、きわめて重要な行政であることはもちろんであります。この際通信行政をますます強化する必要があると私は考へるのであります。通信行政の強化必ずしも機構の龐大ではありません。この意味におきまして、今回の通信省二省分割

は、必ずしも通信行政の強化にならないと思ひます。國全体の行政を見渡すときに、もし一つでも省をふやすというならば、私はこの際臨工省における今回資源廳とまじりました石炭、電力、さような天然資源の開發に重点を置いた資源省ともいふべきものを、置く方が先決だと思ひるのであります。しかしこの問題については關係方面からスキャップ・インというようなところまで行つておりますから、相當困難な問題とは考えますが、通信大臣は、今回設置法を改正されるに際しまして、この問題をもう一べん最初の振り出しに帰つて再検討せられた上で出されるか。また關係方面とももう一度それをあらためて折衝されるか。もうあれはスキヤップ・インだからしかたがないとあきらめられて、單なる部局の短縮ということばかりにとらわれておるのか。その辺のところを伺いた

○有田(粁)委員 この問題について紛糾してもしかたがないと思ひますが、機会があるならば、眞に通信行政を生かす意味で、さような二省分割をされるようなことは避けられた方がいいのじやないかと思ひます。あるいはまたこの二省分割の裏には、電気通信事業を民営にでもしようというような意図があるのじやないかということも考へられるのです。それも一つの見解だと思ひますが、民営自身については私図の考へは別にありますが、さような意図があるのじやないかというように一應考へます。さようなことに対する通信大臣の御所見を伺ひます。

○小澤國務大臣 郵政省においては、人事管理に關する問題、従來通信省では勞務局で扱つてゐる問題が、勢い人事部で扱ふこととなるのであります。従つて一應これを格下げしたような形にはなりませんが、しかしお話のようにすでに二つに分れますし、しかも公務員法が制定されましたから、はたしてこの勞務局というような考へ方が適當であるかどうかということも考へたいと思ひます。この際むしろ勞務局というよりは、人事局あるいは人事部でどうした問題を扱ふことが、公務員法の考へている精神にも合致するのではないかと、さういふ意味から、人事部と名前を改めたのであります。さらに人事部というのは、むしろ人事局が適切ではないかというお話ですが、ここまで原案を練る途中においても、今

は、いづれも御注意しておきまして、これを私の質問を終わります。

○有田(粁)委員 通信大臣に若干の質問をいたしたいと思ひます。言うまでもなく、通信行政が文化國家建設の上においても、また産業經濟復興並びにその發展の上においても、きわめて重要な行政であることはもちろんであります。この際通信行政をますます強化する必要があると私は考へるのであります。通信行政の強化必ずしも機構の龐大ではありません。この意味におきまして、今回の通信省二省分割

は、必ずしも通信行政の強化にならないと思ひます。國全体の行政を見渡すときに、もし一つでも省をふやすというならば、私はこの際臨工省における今回資源廳とまじりました石炭、電力、さような天然資源の開發に重点を置いた資源省ともいふべきものを、置く方が先決だと思ひるのであります。しかしこの問題については關係方面からスキャップ・インというようなところまで行つておりますから、相當困難な問題とは考えますが、通信大臣は、今回設置法を改正されるに際しまして、この問題をもう一べん最初の振り出しに帰つて再検討せられた上で出されるか。また關係方面とももう一度それをあらためて折衝されるか。もうあれはスキヤップ・インだからしかたがないとあきらめられて、單なる部局の短縮ということばかりにとらわれておるのか。その辺のところを伺いた

○有田(粁)委員 この問題について紛糾してもしかたがないと思ひますが、機会があるならば、眞に通信行政を生かす意味で、さような二省分割をされるようなことは避けられた方がいいのじやないかと思ひます。あるいはまたこの二省分割の裏には、電気通信事業を民営にでもしようというような意図があるのじやないかということも考へられるのです。それも一つの見解だと思ひますが、民営自身については私図の考へは別にありますが、さような意図があるのじやないかというように一應考へます。さようなことに対する通信大臣の御所見を伺ひます。

○小澤國務大臣 郵政省においては、人事管理に關する問題、従來通信省では勞務局で扱つてゐる問題が、勢い人事部で扱ふこととなるのであります。従つて一應これを格下げしたような形にはなりませんが、しかしお話のようにすでに二つに分れますし、しかも公務員法が制定されましたから、はたしてこの勞務局というような考へ方が適當であるかどうかということも考へたいと思ひます。この際むしろ勞務局というよりは、人事局あるいは人事部でどうした問題を扱ふことが、公務員法の考へている精神にも合致するのではないかと、さういふ意味から、人事部と名前を改めたのであります。さらに人事部というのは、むしろ人事局が適切ではないかというお話ですが、ここまで原案を練る途中においても、今

有田さんの御指摘のような議論が相当とございました。しかし結論においては、部にはなりませうけれども、そうした強力な部長のもとに、局になつたと同じような効果を發揮せしめるといふような意味で、こうした結論を得たような次第でありますから、お話のように、重要性につきましては、決して部であるからおろそかにするといふのではなく、しかもその部長も、局長級の人材を抜擢いたしましたして任用し、ここで運用の妙を得て、有田君お考えの通りの功績を実現したい、こう考えておられます。

○有田(喜)委員 なるほど國家公務員法の施行によりまして、通信従業員のストライキの禁止はできた。しかし権力でストライキを禁止することが必ずしも適当ではないのであります。眞に通信従業員の福利厚生を眞剣にやる。そうしてさうなストライキが勃発しないようにすることが大切である。その意味におきまして、私は郵政省の行政の中心は、やはり人事管理にあると思ふ。経理局はありますが、むしろ経理局の方は官房の一つの部にして、そうして名前は人事局でも何でもけっこうであります。人事管理を強力にやる機構が、郵政をよりよく生かす方法だと確信いたします。こういうことを再び質問する次第であります。

○小澤國務大臣 大体先ほどお答えした通りであります。ことに大臣官房に人事部を入れたといふことは、こうした従業員諸君の福利厚生は、ひとり局長とか部長にまかしておくと、事ではなくして、むしろ大臣、次官が全責任をもってこれに當るといふほど重要視しなければならぬといふのが、われ／＼の考え方でありませう。従つてこの人事部が局であつた場合でも、部であつた場合でも、むしろ官房の中に入つて常になれ／＼と密接な相談、検討をしながら進んで行く方が、より大きく福利厚生を面を扱つて行けるのではないかと、さういふ考えもございまして、官房の人事部に入れたような次第であります。従いまして、まず議論をいたしましては、有田君の議論が悪くて、私の議論がいいといふことはなか／＼むずかしい問題でありませう。さういふ点も検討の中に入れて最後の結論をここに得たやうなわけでありますから、何分ともに御了承を願ひたいと思ひます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 なるほど國家公務員法の施行によりまして、通信従業員のストライキの禁止はできた。しかし権力でストライキを禁止することが必ずしも適当ではないのであります。眞に通信従業員の福利厚生を眞剣にやる。そうしてさうなストライキが勃発しないようにすることが大切である。その意味におきまして、私は郵政省の行政の中心は、やはり人事管理にあると思ふ。経理局はありますが、むしろ経理局の方は官房の一つの部にして、そうして名前は人事局でも何でもけっこうであります。人事管理を強力にやる機構が、郵政をよりよく生かす方法だと確信いたします。こういうことを再び質問する次第であります。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○有田(喜)委員 今大臣官房に入れた、大臣、次官が直接にやるから、かえつてこれが強力だといふ考えは、ほんとうの行政を知つておる者の考へは考へられない。御承知の通り、大臣直屬の補助機関である官房だから直接だ。ただ部屋が大臣の側近にあるから直接であるといふやうな考へであれば、これは間違ひであつて、各局に對しまして、大臣みずからがやはり局長を指揮して進まなければならぬ。しかしこの問題を繰返しておつても意見の相違になりませうから言ひませぬけれども、郵政省における人事管理は、きつめて重要なことであり、大臣もこの点については御同感であります。さうしてこの御努力を願ひたいと存じます。

○鈴木説明員 有田委員が地方機構の關係で地方郵政局と監察局を区別しないで、むしろ能率の上からいつて、郵政局に監察局を含ませたらどうかというお話でございますが、もと／＼この郵政省が設置せられた大きな考え方の一つとして、現在の監察事務が業務の中に入つておりますために、とかく事故その他の問題はつきりいたさない。監察というものは、やはり外部からこれをながめて行くことが必要であつて、しかもそれは大臣の直命を受けて、その仕事は全国的に統一されておられなければならないというふうな關係で、お手元に差上げた表をごらんになるとうかがいますが、普通の事業局とは違つた一つのカテゴリーの中に入れて考えております。従つて地方におきましても、本省の監察局においてこれを統轄する監察の部局があるわけでございます。しかし地方に監察局というものがあつたらぬといつて、ここに膨大な局を持つわけではございません。しかもこの監察官というものは、七百名ものが地方に分散いたしてござりまして、いろ／＼の調査等につきましても、その土地の者がこれを直接いたしまして、さなきだにわれ／＼事業經營の面におきまして、出張その他の經費の出費もありませんが、そういう点等につきましても、監察を十分各事業局は利用して行くというふうなものでありまして、これを事業局からわけてあるのでございます。

○有田(憲)委員 せつかくの御答弁でありますが、私は納得できないので、あたかも本省が四つにわかれておるから、地方もそれに対して四つに分けるといふことは、これは机上のプランにすぎないと思ひます。ひとつは、やはり監察局を包含して、そうして密接なる連絡をとつてやるのが適切だと思ひます。

次に地方郵政として大事なことは、特定局の問題であります。わが國の特定局は、御承知のように特異な存在であります。非常に妙味ある制度であると私は考えております。最近ややもすると、特定局があるいはつづれるのじやないか、あるいは特定局が廃止されるのじやないかといふことを聞くのであります。もちろんいろ／＼な見方もござりますが、特定局制度は、何と申しましても、日本の通信事業を生かす妙味ある制度であると思ひます。これに対して大臣はいかような御見解を持つておられるか、またこれをどうしようとしておられるか伺ひたいと思ひます。

○小澤國務大臣 特定局問題につきましては、各方面からこれを廢止するとか、あるいはこれを存置するとか、いろいろ御意見を承つておるのでありますが、お話のように特定局が通信事業の發展に特に貢献をして来たという事實は、何人もこれを否定することができないと思ひます。ただそこに一つの封建性があつた、あるいは排取があつたということが漸次改善されて、今日では特定局という名前はありますけれども、現実の面におきましては、特定局長も一般官吏と同じ地位に置かれておられて、ただ任用の差が違つただけであつて、一つの隔たりもないのでありますから、現在の特定局制度をどうこうするといふ問題については、あくまで議論はないのであります。

○有田(憲)委員 特定局を昔ながらのものにしておくといふことは考えておられません。改善すべきものは大いに改善すべきだと思つております。しかし特定局制度の妙味は、ほんとうに發揮するようにならなければならぬ。ところがややもすると、この特定局の局長の任免につきましても、そのあり方につきましても、画一的に國家公務員法をそのまま適用しては、眞のよい意味の妙味を發揮しない場合がある。御承知の通り、國家公務員法には附則でござりましたか、特例が開ける條項もござります。もちろんボスとかなんとかいふことは排撃しなければなりません。特定局制度を生かす意味において、あの條項をうまく適用されて、眞によき意味の特定局をますます發展せられんことを私は切望いたします。

最後に伺ひたいのですが、電気通信省に電気通信監という制度が新しくできております。それを見ますと、各局がやはり電気通信省監のもとにあるようです。そうすると、一方次官があり通信監といふものがあつて、どうもその間の機構が重複してあります。電気通信監が大いにやると次官が浮いてしまふ。次官が大いにやると、電気通信監が浮いてしまふ。これはきつとさうなことになる。もし電気通信監が特殊な官吏で特に必要だといふのなら、さういふ官廳機構にせず、むしろ次官の補佐的な機能に、た方が私は適切だと思ふ。今回の通商産業省におきましても通商監を置いて、次官の足らざることを補うという制度がある。電気通信省は大いに技術官を活用しなければならぬ面が多々ある。かような意味におきまして、さうなことを考えることはけつこうと思ひますけれども、次官の下に電気通信監、しかも電気通信監の下に局があり、部があるといふことは、あまりに段階が多くなつて、ほんとうの意味の電気通信監を生かすゆえんにならぬと思ひます。

○小澤國務大臣 電気通信監といふのは、今御指摘のように、次官補といふことに実質的に當るのであります。従ひまして通商産業省におきましても、最初次官補といふ考えで進みましたが、これも、ちやうど電気通信省に電気通信監があるように、通商産業だけにあつたわけでありまして、次官補といふ名前をかえて、通商監になつて、いわゆる通商關係の各局をすべて統轄するのです。電気通信監も御承知のように郵政省には大臣官房と電波監、航空保安監がありまして、この關係におきましては、次官が全部やりますが、今申し上げました業務局、施設局、經理局、電気通信研究所は、主として次官補という立場において總括的にこの事業を補佐しよう。さういふのが電気通信監でありまして、名前をどうするかといふことにつきましては、いろ／＼各人各様の見解もござりますが、他の省にないものを次官補とすることもどうかといふので、通商産業省では通商監、あるいはこちらでは電気通信監といふような一つの考えに改めたような意味であります。実質的にはもちろんお話のように次官補といふような意味と同じであります。その範圍が極限されておるといふだけであります。

○有田(憲)委員 私は名前はどうであらうと一向かまわないのですが、各局がみな電気通信監に集まりまして、もちろん電波監は別ですが、内局は皆そこに集まつて、それから次官に行くといふような組織に対して反対する。むしろ各局は次官に直結して、この次官を補う意味において電気通信監といふようなものなら非常に生きて来る。その組織についてひとつ再検討していただくなれば非常に仕合せであると思ひます。私ばかりで時間を延ばしまして恐縮でありますから、私の質問はこの程度で終りますが、この十二月に通つた設置法より今回の方がやや改善されております。しかしまだ部局が多過ぎます。先ほども質問がありましたように、あまりに局の下に部があり課がある、これは必ずしもいいことではないのであります。行政を強化するといふことは、その部局の多くなることばかりしも強化するゆえんではなく、むしろ煩雜化して、そのために弱体を暴露する点が多々ある。よく御検討くださいまして、適切な通信行政の運営について、ますます通信事業の發展に努力されんことを希望いたします。私の質問を打ち切ります。

○有田(憲)委員 せつかくの御答弁でありますが、私は納得できないので、あたかも本省が四つにわかれておるから、地方もそれに対して四つに分けるといふことは、これは机上のプランにすぎないと思ひます。ひとつは、やはり監察局を包含して、そうして密接なる連絡をとつてやるのが適切だと思ひます。

○有田(憲)委員 特定局を昔ながらのものにしておくといふことは考えておられません。改善すべきものは大いに改善すべきだと思つております。しかし特定局制度の妙味は、ほんとうに發揮するようにならなければならぬ。ところがややもすると、この特定局の局長の任免につきましても、そのあり方につきましても、画一的に國家公務員法をそのまま適用しては、眞のよい意味の妙味を發揮しない場合がある。御承知の通り、國家公務員法には附則でござりましたか、特例が開ける條項もござります。もちろんボスとかなんとかいふことは排撃しなければなりません。特定局制度を生かす意味において、あの條項をうまく適用されて、眞によき意味の特定局をますます發展せられんことを私は切望いたします。

最後に伺ひたいのですが、電気通信省に電気通信監という制度が新しくできております。それを見ますと、各局がやはり電気通信省監のもとにあるようです。そうすると、一方次官があり通信監といふものがあつて、どうもその間の機構が重複してあります。電気通信監が大いにやると次官が浮いてしまふ。次官が大いにやると、電気通信監が浮いてしまふ。これはきつとさうなことになる。もし電気通信監が特殊な官吏で特に必要だといふのなら、さういふ官廳機構にせず、むしろ次官の補佐的な機能に、た方が私は適切だと思ふ。今回の通商産業省におきましても通商監を置いて、次官の足らざることを補うという制度がある。電気通信省は大いに技術官を活用しなければならぬ面が多々ある。かような意味におきまして、さうなことを考えることはけつこうと思ひますけれども、次官の下に電気通信監、しかも電気通信監の下に局があり、部があるといふことは、あまりに段階が多くなつて、ほんとうの意味の電気通信監を生かすゆえんにならぬと思ひます。

○小澤國務大臣 電気通信監といふのは、今御指摘のように、次官補といふことに実質的に當るのであります。従ひまして通商産業省におきましても、最初次官補といふ考えで進みましたが、これも、ちやうど電気通信省に電気通信監があるように、通商産業だけにあつたわけでありまして、次官補といふ名前をかえて、通商監になつて、いわゆる通商關係の各局をすべて統轄するのです。電気通信監も御承知のように郵政省には大臣官房と電波監、航空保安監がありまして、この關係におきましては、次官が全部やりますが、今申し上げました業務局、施設局、經理局、電気通信研究所は、主として次官補という立場において總括的にこの事業を補佐しよう。さういふのが電気通信監でありまして、名前をどうするかといふことにつきましては、いろ／＼各人各様の見解もござりますが、他の省にないものを次官補とすることもどうかといふので、通商産業省では通商監、あるいはこちらでは電気通信監といふような一つの考えに改めたような意味であります。実質的にはもちろんお話のように次官補といふような意味と同じであります。その範圍が極限されておるといふだけであります。

○有田(憲)委員 私は名前はどうであらうと一向かまわないのですが、各局がみな電気通信監に集まりまして、もちろん電波監は別ですが、内局は皆そこに集まつて、それから次官に行くといふような組織に対して反対する。むしろ各局は次官に直結して、この次官を補う意味において電気通信監といふようなものなら非常に生きて来る。その組織についてひとつ再検討していただくなれば非常に仕合せであると思ひます。私ばかりで時間を延ばしまして恐縮でありますから、私の質問はこの程度で終りますが、この十二月に通つた設置法より今回の方がやや改善されております。しかしまだ部局が多過ぎます。先ほども質問がありましたように、あまりに局の下に部があり課がある、これは必ずしもいいことではないのであります。行政を強化するといふことは、その部局の多くなることばかりしも強化するゆえんではなく、むしろ煩雜化して、そのために弱体を暴露する点が多々ある。よく御検討くださいまして、適切な通信行政の運営について、ますます通信事業の發展に努力されんことを希望いたします。私の質問を打ち切ります。

○小川原委員長代理 次は井之口政雄君。

○井之口委員 私は今まで通信委員会に入つていなかつたから、大臣の今までお答えになつたいろいろのことを十分に聞いておられません。ですから、あるいは答へる点があるかもしれませんが、その点はひとつ簡単でもよろしゅうございませうから御返事願います。

この機構の改革をやりますというのと、簡素化されて仕事が簡単に行くのではなくして、ここに働いている従業員の方々が、大分仕事をやめなければならなくなつて、かえつて事務が停滞するよくなつて承つておられます。たとえ王子郵便局では今従業員が百四十五名働いておられますが、そのうち貯金課をとつてみると十三名おられます。これが早くも機構改革が実施せられることを予想して、十三名の者を五名に減らして、八名を外務の方にまわすといふことを局長が準備しつづつある。あるいは大臣の方からそういう轉換の指令かなんかをお出しになつたのでございませうか。この点も聞きとらうございませうが、もしそういうふうにならなると、この五名の人間ではとても仕事はやれないと言つておられます。この点は實際現場の経験が機構のいい悪いを一番決定すると思つておられます。ただ形の上からだけ見たのでは十分にわかりませんが、これを実施した場合、もしそうなると思つれば、今でさえも郵便のサービスが非常に悪くなつてきているときに、ますますひどくなつて来やしないかと思つておられますが、いかがでありませうか。

○小澤國務大臣 二省分立に関しましては、まだ各局、ことに郵便局あたり

には何らの指示もいたしておりません。ただ私が就任早々、やがてわれわれは独立採算制を前提とした行政整理の断行は必至であるといふことを考へておりましたから、この際一人でも生首を切るというよくなつたことはしたくないという趣旨から、私が就任と同時に新規採用を一切してはならぬという通牒は全国に出してあります。というの

は、新しく一人を採用したために、古い一人が首になるということとはとても忍びないことでありませうから、この点はある局部あるいは現場で人が不足な場合には、何とか配置轉換等の方法で間に合せて、そうして新しい欠員の補充は六月一日の定員法がきまるまではしてはいかぬといふことは出してありますけれども、その他のことは出しておられません。

さらに王子局で貯金課の十三人が五人になるというよくなつても、具体的に私は存じておりませうけれども、しかしながらわれわれの目的とする行政の簡素化なりあるいは二省分立は、今井之口君のお話のように、できない仕事をしろというのではありませうで、できる範囲で、いわゆるむだを省き、あるいはむだな仕事を簡略にいたしまして、そうして國民の負担の軽減をはかつて行つて、こういう線を進みまするが、具体的に例については、なお具体的に取調の上、適当な時期にお答えしたいと思つておられます。

○井之口委員 それではまだこの局長に轉換の準備をしろというふうな指令が何かお出しになつていらつしやらないのですか。

○小澤國務大臣 そうです。

○井之口委員 わかりました。それからな今度その局なんかでも、もしこれが実施せらるる場合になりますと、勤務時間が非常に不規則になつて来る。たとえば朝出て参りまして、夕方帰つて来て、夜中にまたすぐ出て行かなければならぬといふふうになつて、勤務の状態がとも耐えられないよくなつた時間関係になつて来る。勤務の時間としては同じであつても、その間に往復の時間を見越したりなどしますと、この機構は耐えられないよくなつておられますが、その点につきましても、新しくしようといふふうなことを言つておられますが、その点につきましても、いかがでございませうか。

○小澤國務大臣 先ほどお話しした通り、そういういわゆる労働強化になるとか、一般公務員法を無視したような仕事の配置はいたしません。労働強化もしなければ、また公務員法の規則に順應した範囲で適當な整理をいたすつもりであります。

○井之口委員 ではこの郵便局のやり口は局長の責任であつて、まだ大臣は御存じないのでございませうか。

○小澤國務大臣 それはさうあなたから初めて聞いた問題でありまして、私の方へ相談も何も来ておりませんが、あなたの言ふことが、事実かどうか調べてみなければわかりませうか、今どうこうといふ御返事はできません。

○井之口委員 よくわかりました。それではこの問題はなおわれわれの方から調べてあげることにはいたしません。

次にこの機構をライン・オルガニゼーションにしてそれを完遂する、そしてただ一段だけの格下げになるというよくなお話であります。ライン・オルガニゼーションの特徴、それから従来と違ふ点を簡単にひとつ御説明願いたいと思つておられます。

○小澤國務大臣 これは資料と比べてごらんになればわかるのでありまして、改正点と旧法との関係と比較すればわかるので、なお説明を特に開きたらうかといふのであれば次官から説明してもらいます。

○鈴木説明員 郵政省の機構について申し上げますと、監察局、郵務局、貯金局、簡易保険局、人事局、経理局、資材局、建築局の八局、そして監察局には三部、郵務局には三部、貯金局には三部、簡易保険局には四部ありましたのが、監察局は部を全部落してあります。そのかわり次長一人、郵務局は三部を落して次長、貯金局は三部を落して次長、簡易保険局は四部を落して次長、各事業局は非常に仕事が大になり、この四局につきましては各局長を補佐する一人の次長を置いたわけでありませう。人事局は先ほど来お話がありました通り廃止いたしました。官房に人事局を置いておられます。経理局はそのままでございませう。資材局と建築局は落して、官房に建築部と資材部を置くことにいたしてあります。これが郵政省のかわり方でございます。

次に電氣通信省であります。総務長官とありましたのは電氣通信監に改めまして、総務長官の官房は廃止して、これを一つの室といたしました。各事業部門、施設部門、事務部門と三部門を持つており、各理事を充てておつたのでございませうが、これを廃止いたしました。業務局と施設局にいたしまして、各部門に、業務部門におきましては四局、一部、一室を持つておつたのでありますが、それを五部にいたしました。施設部門におきましては四局、一部、一室でありましたのが五部にいたしました。事務部門の人事局はこれを大臣官房の人事部といたしました。

それから外局の方であります。電波監は四部ありましたのを三部にいたしました。航空保安監は二部、技術部と事務部とありましたのをやめまして、次長一人にかえたわけでございます。これがこの前の設置法と今度の改正法との相違でございます。

○井之口委員 しかしいくら郵局を今のよりにしましても、事務そのものがもつと簡素化されなければ、やはり同一の人間がいると思つておられます。その点については何かと簡単に説明が願えませうか。

○鈴木説明員 御承知のように郵政省、電氣通信省が担当いたしてあります仕事は、郵政省におきましては郵便、貯金、保険を中心とした仕事でございます。それから電氣通信省の方は、電信、電話、無線電信、無線電話といふものでありまして、一面において私どもは何とかして現在のサービスを下下しないように努力いたしておるわけでありまして、機構のいかにかわからず、その仕事の量はふえて行きます。これを減つて行くとか、またサービスをよくする必要があると、サービスを低下することに對しては、われわれは消極的に考へなければならぬのでありまして、何とかこのサービスを少い人によつて合理的に、能率的に運営したいといふのが、この機構を改正し

ました理由でございます。従つて電氣通信省の仕事におきましても、兩三年間研究いたしまして、一つのライン・オルガニゼーションと申しますか、そういうビヨミッド型の事業経営、ことに電氣通信省の経営にふさわしい一つの機構を案出したしまして、それに即して行くのが、今後の復興に對し、またサービスをよくする上におきまして、いい組織である、こう考えたわけでございます。仕事を落すということそれ自体は、われ／＼のような事業官廳としては困難なことと思つております。

○井之口委員 それで兩省において何人ずつの整理がされるのでございませうか。

○小澤國務大臣 この問題は一應政府といたしましては、一般會計においては三割、事業官廳すなわち通信省、運輸省においては二割を原則といたしまして、その他は実情にのつとつて、できるだけ人員を整理して経費を節減する。こういう程度の申合せになつております。従つて最後の但書のいわゆる実情に沿つて云々といふようなことがまだ政府でござつておりませんから、その員数もきまつておりませんし、い

○井之口委員 具体的にはまだ決定してないにいたしまして、もしこの機構を採用すれば、当然どれくらいになるだろうという推測はできませんでしようか。

○鈴木説明員 御案内のように現在の通信省は従業員四十二万を超えておると思つておりますが、かりにこれを

二つにわけまして、大体電氣通信省の方は十七万、郵政省の方は二十四万を超えるかと思つておりますし、これをいふ／＼計数をもちまして能率をはじいてはおりますが、今ただちに何十何万という答えが出て来るというわけのものではないのであります。と申しますのは、現業等におきましては割合に数は出て参るのであります。通信局であるとか、あるいは本省であるとか、そういうところで相当多くの管理要員というものを持つておりますので、管理要員の仕事はその仕事に必要な事務量はあつてあります。それこそ今お話の仕事のやり方によりましては、これを整理し得る面もあろうかと存じております。

○井之口委員 今電氣通信省におきましては十七万、郵政省においては二十四万ということとございしましたが、この場合予算面の人員と実働の人員との間に差がございませうか。

○鈴木説明員 常に予算の範囲で仕事をいたしておるわけでありませう。すなわち予算定員の範囲内で私どもは仕事をしておるのでございませうが、日常出入りといひましても、それ以上になることはないのであります。ただ従来よりも相当予算定員に近づいておりますことは、終戦後あるいは應召いたしておりました者、あるいは外地でまつた同じような仕事をいたしておつた者が帰つて参りまして、われ／＼の定員の中に入つて参りましたので、相当予算定員と実在員とは近くなつておると思つております。

○井之口委員 それからもこの制度を突進いたしました、これからサービスをよくし、い／＼と運営して行く

上に、なお資金面をうんと必要とするようなことが將來起つて参らないでございませうか。

○小澤國務大臣 資金の問題であります。二省が分割いたしましたも、現在の方針に基いて改良建設をやるという考え方があります。新しい資金はいりません。しかしながら御承知のように、電話の不通あるいは故障は相當国民から非難がございませう。その大きな原因は何かというならば、たとえば東京でいへば自動交換機が老朽になつております。二十数年もたつておるので、これをとりかえるということによつて相當に故障を防ぐことができるし、さらに應急にかけた電話がいわゆる線路で外の方を通つておりますので、だん／＼腐敗いたしました。そこへ雨が漏つて故障を生ずる。一方電話機の問題は先ほど田島委員の質問がありました。優秀な機械がなかつたという点が原因になつて故障になつておるのであります。そういうものを一切理想的に直してしまふということになれば、相當の金額がいらませうが、困るながらも現状をだん／＼に復旧して行く。すなわち電話にいたしまして、戦前は約百八十万箇あつたのであります。現在では八十五万箇になつております。昭和二十四年度で約十萬箇をふやしますと、九十五万箇になります。再來年には大体戦前通りの数は復旧できます。しかし質においてはなかなか改善いたす余地があるのであります。そういうものをどの程度に復旧するか、すなわち一べんはやるが、五年にやるかによつて資金が相当異なります。現在の程度の復旧だけを主としてやるのであれば、今申した通り、二十

四年度で十萬箇は新しい電話ができるのでありますから、それ以外の新しい資金は、新しい計画を立てない限り必要はありません。

○井之口委員 米國の援助資金の方から百二十億円の資金が入つて来るのでございませうが、そういうようなものでどのくらいの復興ができるのでありますか。

○小澤國務大臣 今それを申し上げたのであります。御承知の通り百二十億の建設費が、通信省で、あの千七百五十億を基礎といたしまして起債を許されておりますので、百二十億を基礎といたしまして、さらに損益勘定から四十六億、それから進駐軍関係の二十五億、合せて百九十一億ばかりになります。これを基礎に置いて進みますと、ただいま話しました通り、普通の電話では六万七千箇、それから接続電話で三萬箇、すなわち九万七千箇を二十四年度に施設しようという計画であります。当初三百二十億を予定いたしておりましたが、この三百二十億が許可になりますれば、十五萬箇の計画を立てられたのであります。十五萬箇の計画を立てますと、二十四年度で百萬箇の電話になりますから、戦前に比較いたしましたら、まだ八萬箇減つておるといふ程度にとどまります。われわれといたしましては、戦前の姿まで一應復旧しようと考えたのであります。諸般の情勢が百二十億の建設資金しか許さなかつたために、ただいま申し上げた九万七千箇が本年度のすできまつた予算の範囲内で建設復旧できる数であります。

○井之口委員 きよりの新聞ですか、一万田日銀繰越の話によりますと、見

返り資金は借りたものだということになつております。そうしますと、こういうところに百二十億からの資金が入つて来る。それが公債としてとにかく日本のものでなくなるといふことになると、國民が非常に心配している將來の通信事業がどうなるかというふうなことが、きわめて現実的なものになつて來せぬかと思つております。その辺の國民の心配を解かれるように大蔵大臣においても何らか見通しはございませうか。

○小澤國務大臣 千七百五十億の見返り資金が、やがてこれを流用した場合において、米國に返還すべきものであるか、あるいは日本でいわゆる援助物資としてこれを支拂はずによいものであるかという問題については、予算委員会でも、その他の委員会でも熱心に御質問がございましたけれども、政府といたしましては、まだこれは明らかにするものか、あるいは返すべきものかという点につきましては、先方との交渉上はつきりいたしておりませぬ。従つて今返すものか、あるいは返さぬものか、だとも明答はいたしたかねませんが、ただ通信事業に關する限り、この百二十億円といふものをあのガリ

○井之口委員 きよりの新聞ですか、一万田日銀繰越の話によりますと、見

返り資金は借りたものだということになつております。そうしますと、こういうところに百二十億からの資金が入つて来る。それが公債としてとにかく日本のものでなくなるといふことになると、國民が非常に心配している將來の通信事業がどうなるかというふうなことが、きわめて現実的なものになつて來せぬかと思つております。その辺の國民の心配を解かれるように大蔵大臣においても何らか見通しはございませうか。

○小澤國務大臣 千七百五十億の見返り資金が、やがてこれを流用した場合において、米國に返還すべきものであるか、あるいは日本でいわゆる援助物資としてこれを支拂はずによいものであるかという問題については、予算委員会でも、その他の委員会でも熱心に御質問がございましたけれども、政府といたしましては、まだこれは明らかにするものか、あるいは返すべきものかという点につきましては、先方との交渉上はつきりいたしておりませぬ。従つて今返すものか、あるいは返さぬものか、だとも明答はいたしたかねませんが、ただ通信事業に關する限り、この百二十億円といふものをあのガリ

○井之口委員 きよりの新聞ですか、一万田日銀繰越の話によりますと、見

返り資金は借りたものだということになつております。そうしますと、こういうところに百二十億からの資金が入つて来る。それが公債としてとにかく日本のものでなくなるといふことになると、國民が非常に心配している將來の通信事業がどうなるかというふうなことが、きわめて現実的なものになつて來せぬかと思つております。その辺の國民の心配を解かれるように大蔵大臣においても何らか見通しはございませうか。

されるということになつたのでありまして、もしそれが返すべきものだといいことでありまして、逓信省としては、これに対する償還計画を立てながらやつておられますから、返すことになつたからといつてあたりまえで、私もはもつたものと考えて逓信事業の建設をやつておるわけではありませんから、少しも心配はないと思つておる。

○小川原委員長代理 運営に関する問題は逓信の委員会であつていただきました。これは機構だけですから、機構だけはやつて下さい。

○井之口委員 その機構の拡充でどのくらい金があるかということ御質問したわけでありまして、それで大体明らかになりましたが、この機構の問題についてここで公聴会のようなものを、従業員の方でも呼んで聞く意思はありませんか。

○小川原委員長代理 それは話つてみなければならぬと思つて、今のところではそういう話はまだ聞いておりません。

○井之口委員 私はこれでよろしゅうございませう。

○淺沼委員 ちよつとそれに関連してお聞きしたいと思つて、今井之口君からの質問で従業員と予算人員の問題が出たのですが、私はこう考へます。昨日日本多國務大臣の答弁を聞いておりました、今度の行政機構の改革並びに行政整理は、予算的、財政的見地から行つておる、いわば行政の系統化、單純化、科学化というふうな見地も全然否定はしないけれども、それより財政的見地から行われるのだ、従つて今出されおる案は財政的余裕を生み出すために機構の改革をど

うやつて行くか、さらにそれに基く行政整理というものを前提として案が提案されておると思つて、従つて行政機構の改革の裏に財政的見地というものが含まれる限りにおいては、やはりこの行政機構の改革によつて、何人くらい余剰人員が出て来るかということ明確にされるべきが私は当局の責任だと思つて、どうでないと本多國務大臣のいわれる財政的見地より機構の改革をやるといふことの裏づけにならぬわけでありまして、そこで私はもう一べんお伺いしたいのです。昭和二十三年度の予算人員は大体近寄つておる、突働人員はどすが、現実において、突働人員は何人あるかということをお明かにしていただきたいと思います。六月一日からの予算人員は一体何何と予算を組んでおるか、六月一日以降は新たな予算が組まれておるのでありますが、六月一日以降における予算人員を幾らに見積つておるのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思つておる。

○小澤國務大臣 お話のように、結論においては行政整理でありますから、具体的には数に明瞭になることは申すまでもないであります。今政府はそれがために先ほど申しました原則によつて、これを具体化する努力をいたしておる。従つて今國會開会中においておる定員法というものが法律で出ますから、その場合にははつきり具体的な数字になつて来ると思つておる。さらに六月一日以後の予算をどう組んでおるかとお申しますと、予算では大体三万八千人を行政整理するといふ前提で組んでおる。しかしながらこれは別に行政整理とは関係なく、予

算を組む際に行政整理をやることかつかつておつて全然これを落さずに組むといふことはいかかといふので、大よそ大蔵省の案をやつたのでありまして、これがただちに原案になるといふわけではございません。ただ一艦予算を組む見通しとして逓信省に関する限りは、三万八千人を三月一日の予算定員から差引いて出しておる。三月一日の予算定員が幾らであつて、突働が幾らであるかといふことは政府委員からお答えいたします。

○淺沼委員 そこでもう一べんお伺いしたいのは、大臣は大体において一般会計で三割、現業から二割、こういうことで今定員法をつくりつておる。しかし予算を組む場合において三万八千人という減員をしておるわけでありまして、これは必ずしも政府の方針にのつとるものではなく、ただ大蔵省と折衝の上で三万八千人を組んでおるのだ。そうすると予算から行けば三万八千人の減員が行われておつて事実上からは、今度は約二割とすれば、八万人ばかりの首切りができる。その間に四万二千人という差額が出て来るわけでありまして、それによつて残つた予算は、どういふふうにあい運営されることになるのでありませうか。

○小澤國務大臣 その問題は、まだ具体的に幾ら残るかといふことも、まだ最後の結論がきまつておりませんので、ただちにそうした仮定を前提にしてお答えはできませんけれども、予算は一旦國會で議決を願ひましても、できるだけ歳出を節約するといふ方向に進むといふことを、政府は申合せておる。その費目が余りますれば、本年度の逓

信省の予算では、職員諸君の福利厚生という面が非常に減つております。たとえば住宅費なんかはほとんどないのでありまして、われわれもいたしましては、この立場からそうした費用に向けたいと思つておるが、しかしこれは私だけで決定できませんので、具体的にそうした問題が出ました場合には、そうした主張でみんなの賛成を得まして、そうした方面に向けたいと思つておる。

○淺沼委員 そこでこの予算編成の上において、三万八千人を予算から削つておいて、實際上においては八万人も整理しなければならぬといふことは、これは予算編成の上においても、納得ができないといふことになるわけでありまして、やはり二割減といふことになれば、大体それに近いものを予算の上において減員を行わなければなりません。予算の上において三万八千人しか減額しておられないものを、今度は予算を実施する場合において、それを約四万二千人ふやして、八万人ばかり首を切らなければならぬといふことは、これは政府の組んで来た予算の中に納得できない点があるといふことになつて、私は今お話を伺ひまして、余つた金を従業員の厚生福利施設に使うとか、使わないとかいふことは第二の問題といひまして、現実においては八万人の首切りを予想しながら、予算面においては三万八千人の減員しかやつておらないといふことは、どうも納得できないといふことだけを申し上げておきます。

○小澤國務大臣 別に答弁を求めておるようではございませんけれども、今淺沼君のお話の、いわゆる二割まで減すといふようなことは別に確定案でありませんで、そういう意見の持主もあるといふことで、確定案はこれから出るのでありますから、従つて今何方を落すとか、あるいは首にするという方針は、政府としてはまだ決定しておりません。でありますから、三万八千人で済むかもしれませんし、今後のこれは政府部内のいろいろ考へ方で行きますから……

○淺沼委員 小澤君が大臣になられて以來、行政整理の問題について、大いに従業員の立場を考へてやられておるという心持は、私もよくわかつておる。従つて小澤君をいじめるつもりで私は申し上げるのではないのでありまして、その点はあらかじめ御了承願ひたいと思つておる。ただ数字の点を見て、お話を伺つておる間に、現実においては三万八千人だけを減すといふ予算が出ておるのでありますから、政府が忠実なる予算の執行者であつたならば、三万八千人以上は首が切れぬといふことになる。もしその三万八千人以上を首切るといふことになれば、政府は忠実なる予算の執行者ではない。なおかつ國會の意思をもつて決定した予算を、政府の意思でもつて変更するといふ形が現われて参りますから、これは國會の意思を尊重し、従つて三万八千人以上のものは、實際は國會の意思が予算面においておるべきであらうと思つておる。それ以上のものでおるときは、また國會の意思を予算の面においておるかえて来る。そこで今二割は予想しておらないといふことではありますから、それ

ならばまことにけつこうでありますか

ら、なるべく二割を予想しないで、い
わゆる本大臣の言うことを聞いてお
りますと、天引き首切りで、實際行政
機構の改革というものが、國家の機構
から、國民に対するサービスの機構た
らしめるといふ前提ではなく、ただ財
政の見地という点に重点が置かれてい
るところが、われわれ納得の行かないわ
けであります。しかしそれで首を切る
方が少いということになれば、八万人
にらぬように御努力を願いたいと思
うのであります。しかし小澤大臣は先
ほど、一般会計で三割現業では二割と
いふことを言われて、またあとで訂正
されるから、それではおかしじやな
いかということ、政府の方針は二割
である。従つて政府の方針を忠実に執
行する國務大臣ということであれば、
やはり三割というものが出て来る。二
割出て来ると國會の意思において三万
八千人以上は減額しないのを、今度は
定員法を出して来て修正しようと思つ
ても、國會の意思はきまつておりま
す。國會の意思に対し、もう一、二今
度は三万八千人以上にかえるというこ
とになつて来ると、そこに大きな問題
が出て来るのであります。御返事は
なくてけつこうですから、ただそうい
う問題が残るというところだけを御指摘
申し上げまして、あとは数字だけをお
聞かせ願いたいと思ひます。

○浦島政府委員 数字をお答えいたし
ますが、正確な数字をちよつと持合せ
ございませぬが、特別会計のみの教に
いたしますと、二十三年度の予算定員
は約四十四万人であります。現在員は
常に月によりまして非常に異動がある
のであります。計算するときにより

まして数が違ふのであります。現在
員におきましては、約四十三万といふ
数字が出ております。二十四年度の予
算人員は二十三年度の予算人員から三
万八千引いたものであります。

○木村(榮)委員 電通省には今度航空
保安廳といふことになつて、日本の政府は
航空保安廳といふことになつて、日
本が航空機をいつ持つかという問題
は、結局關係方面との了承がいつつ
かという問題でありまして、今私ども
はこの問題について、いつせういふこ
とができるかは答弁できない次第であ
ります。

○木村(榮)委員 そうしますと、日本
の航空郵便のために今のところあるの
ではなくて、外國のためにあるわけ
です。將來のこととはわからない、こ
ういふわけですね。

その次は、今度郵政省設置法、電氣
通信省設置法にもございしますが、審議
会です。それは國家行政組織法の第
八條の審議会または協議会といつたこ
の規定によつてこしらえるのか。國家
行政組織法の第二十一條に別段の定め
をやるかといふたようなことが書いてあ
るが、そのどつちの方に重きを置いて
あるのですか。

○小澤國務大臣 大体第八條の線に沿
うた審議会であります。

○木村(榮)委員 そうしますと、きの
う大蔵省の政府委員の方と大分討論を
やつたけれども、結論を得ませんでした
が、第八條の審議会または協議会と
いふものは、諮問的又は調査的なも
の等第三條に規定する委員会以外のも
のを云う。さういふふうを書いてあり
ます。きのうのお話だと諮問的または
調査的なものなどだから、決定的なも
のに入る。かような答弁であります。

それは私は非常に見当違いであると思
ひます。といふのは「第三條に規定
する委員会以外のもの」となつており
ますから、当然第三條に規定したしま
すものは、行政手段の中の一つの機構
としての委員会であるから、相当な権
限を持つてゐる。しかしながらこの規
定以外の委員会は、大体調査的、諮問
的なものの中のもの、また大体それに似
かよつたものといつたふうに解釈した方
が正しいと思ひますが、その点小澤
大臣はどのように解釈されますか。

○小澤國務大臣 どうもその條文の方
は、まだあまりよく研究しておりませ
んから、政府委員から答弁申し上げま
す。

○鈴木説明員 実は、はなはだ相済み
ませんが、われわれは第八條の委員会
でつづつておるのであります。昨日
の大蔵省の云々といふことに関連が、
私どもにはよくわからないのでござい
まして、その点、一度はつきり承りた
いと思ひのであります。但し、これは
実は行政管轄の方で御答弁申し上げ
た方がよいのかと思ひます。

○木村(榮)委員 それを非常におかし
な答弁なんです。といふのは、
若この点が明確化してないといふと、
審議会といふものの運営ができないは
ずです。きのうの大蔵委員会での大蔵
省政府委員の話では、諮問的または調

査的なもの等だから、決定的なもの
も、相当権限を持つた機関も入つてさ
しつかえない、こゝういふ解釈である。
ところが私たちの解釈は、去年國家行
政組織法をこしらへましたときに、相
當この問題は討論したんですが、「第三
條に規定する委員会以外のものを云
う」といふことがあるから、諮問的、
調査的なものの中の一部で、それに
似かよつたものだ、さういふ委員会を
いふ、だから行政機関のような一部で
あつてはならないといふふうな解釈し
て、この項ができたと思ひます。その
点で、あなたの方で今度たくさん審
議会や何かできますが、その点が明確
化していませんと、その審議会とい
ふものがとんでもない権限を發揮して、
行政機関をも動かすといふ組織になる
危険性があるのですから、その点は最
初のようなお考えでこしらへられた
かといふことを私は承つておきたいと
思ひます。

○小川原委員代理 木村君、今こ
に通信省の方ばかりで、行政管轄の
人はおりませんから、その質問は今保
留しておいてください。

○木村(榮)委員 それで、私はこの点
の解釈をぜひはつきりしておいてい
だかぬと、今度の各省設置法案を見ま
すと、大体どの省にも、この審議会、
協議会といふものがたくさんござい
るわけでありまして、ところが大蔵省の
政府委員のような解釈をいたします
と、これは行政機関をもこの委員会
が、ある場合には動かすといふ性格を
持つて来る。さうしますと、各省設置
法案の場合において、非常に大きな検
討すべき問題が起つて来るわけであ
る。ただ単に諮問的、調査的なもの

と、決定権を持つたものとは、解釈
は根本的に違ひますから、その点、明
確にしておいていただきたい。しかし
私がさつき申し上げましたように、組
織法第二十一條の「現業の行政機関に
ついては、特に法律の定める云々」に
よつて、これは現業のものだから、第
八條の解釈ではなくて、第二十一條に
よつてこしらへたもの、こゝうなればま
た話が違つて来るといふ点を私は今お
尋ねしたわけでありまして、それに対
して、大体第八條の規定によつて考
えてくださいといふことになれば、さつき
言つたような、内容の明確化をお願い
するわけですが、この問題はあとにい
たします。

そこで、今度電氣通信省といふよ
うな、警視總監のような名前ができた
わけですが、この電通監と、それから
郵政省の監警局とは、大体どのように
性格が違ふものか……。

○鈴木説明員 監督の監の字を書いて
おりますので、その他の官との差の問
題と思ひますが、これは別
に、ただ名称の問題でありまして、内
容はこの各條規にありまして通りござ
います。別にかわつておりません。文
字だけで、別にかわつておりません。

○木村(榮)委員 そういたしますと、
この監警局の局長と、この電通監の監
の方とは、大体位はどつちが上なん
ですか。

○鈴木説明員 それは格づけの問題に
なると思ひますが、私ども
は、この條文にもございませぬ通り、電
氣通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較するに、電氣通信省の方が、電氣
通信監は一つの部務を統轄いたしま
すので、一方は電氣通信省であり、一
方は郵政省でございしますが、これを比

較してみますれば、やはり電氣通信監の方が上になるんじゃないかと思ひます。

○木村(榮)委員 そうしますと、今の電氣通信監の方は第二十一條によつてできたのですか。

○鈴木(明)委員 これは第二十一條でできたのであります。

○木村(榮)委員 局の方は第七條によつてできたのですか。

○鈴木(明)委員 さようでございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、一体なぜ、同じようなものが二つ分離されます場合に、郵政省の方は第七條のところを片づけて、そうしてもう一方の方は第二十一條を片づけられるのか、こゝういつたふうなことは、何か原因がございませぬか。

○鈴木(明)委員 御案内のように、組織法は原則として第七條の線で行くべきだと思つてあります。しかしながら、現実業務を遂行いたします場合に、それだけでは不都合を生ずるような場合、合意を以てよりよい組織をつくり出すために、第二十一條が設けられたもので、私もこれは解釈いたしておるのであります。特に第二十一條を活用いたしまして、組織の合理的な形をつくり上げるといふふうには、私たちが考へております。

○木村(榮)委員 そうしますと、第二十一條によつてできた場合において、これは非常に独立的な性格を持つておつて、局にも、あるいは官房にも、あるいは大臣にも制約を受けないといふふうな性格を持つことが出来るわけなんでしょう。

○鈴木(明)委員 大臣の制約をも受けないうふうな部局があるとは、私ども考へておりませぬ。

○木村(榮)委員 ところが、今の監の方の任務を見ますと、大臣の制約を受けないとは書いてはございませぬが、相當これは偉いお方じやないかと勤まらぬように書いてあるわけで、ひよつとしますと、運営のいかんによつては、大臣よりもかえつて幅をきかすという危険性がございませぬか。

○鈴木(明)委員 これは、各省の長は大臣でございまして、各省に属します各職務を持つておる者が、たゞい相當大きな幅を持つておられます。それは当然大臣の管下に入るべきものであり、命令に服従して参らなければならぬものであると、私どもは考へております。

○木村(榮)委員 「各局及び研究所を統轄し」とございませぬが、大体各局なんかを統轄するものは、こゝういつた独立的なものがやるのがほんとうか、あるいは大臣がやるのがほんとうか、わかりませぬが、これは大臣もやるが、これもまた別個にやる、かように解釈してさしつかへございませぬか。

○鈴木(明)委員 各部局長は、その部に属する下の課、課長は課以下の事務に對しての統轄をして参るのには、組織の常識でございまして、三局、一研究所の上に電氣通信監の仕事があります。以上は、その各局の仕事は統轄して参るのには、当然と考へております。その他電氣通信の方には、電波監あるいは航空保安監といつたような仕事もございまして、大臣はその全部を包括されて、一切の電氣通信の業務を主宰されておるといふことは、きわめて明らかなことと存するのであります。

○木村(榮)委員 ところが、今の監の方の任務を見ますと、大臣の制約を受けないとは書いてはございませぬが、相當これは偉いお方じやないかと勤まらぬように書いてあるわけで、ひよつとしますと、運営のいかんによつては、大臣よりもかえつて幅をきかすという危険性がございませぬか。

○鈴木(明)委員 これは、各省の長は大臣でございまして、各省に属します各職務を持つておる者が、たゞい相當大きな幅を持つておられます。それは当然大臣の管下に入るべきものであり、命令に服従して参らなければならぬものであると、私どもは考へております。

○木村(榮)委員 「各局及び研究所を統轄し」とございませぬが、大体各局なんかを統轄するものは、こゝういつた独立的なものがやるのがほんとうか、あるいは大臣がやるのがほんとうか、わかりませぬが、これは大臣もやるが、これもまた別個にやる、かように解釈してさしつかへございませぬか。

○鈴木(明)委員 各部局長は、その部に属する下の課、課長は課以下の事務に對しての統轄をして参るのには、組織の常識でございまして、三局、一研究所の上に電氣通信監の仕事があります。以上は、その各局の仕事は統轄して参るのには、当然と考へております。その他電氣通信の方には、電波監あるいは航空保安監といつたような仕事もございまして、大臣はその全部を包括されて、一切の電氣通信の業務を主宰されておるといふことは、きわめて明らかなことと存するのであります。

○木村(榮)委員 大体わかつたのです

が、とにかくいろいろまいことは言えるのでしようが、何といつても、これは相當大したものだとすることに解釈してもいいわけなんでしょう。

○鈴木(明)委員 この問題は、先ほどもお話ししました通り、いわゆる實際的には次官補というふうな考へ方であつて、名前はいろ／＼考へ方があります。よろし、また文字の書き方はございませぬが、要するに、この電氣通信省の業務局、施設局、経理局、電氣通信研究所を統轄して、その事務の敏速化をはかるといふ趣旨で設けられておるのであります。従つて次官の権能よりはやや微弱でありまして、次官は、そのほかに大臣官房、あるいは電波監、航空保安監をも同時に、同じ立場に立つて大臣を補佐する役目である、こゝう御承知お願ひしたいと思います。

○木村(榮)委員 そうすると、今までの通信省の場合は、大体この役目をやつては、何かございませぬか。

○小澤(國)委員 やはり現在電氣通信監といふのがありまして、これは電氣通信関係の、いわゆる次官補というふうな仕事をしておられて、下の工務局長、あるいは電務局長を総括して事務をとつておられます。

○木村(榮)委員 これはほかの問題と関連いたしますが、航空保安監ができてまして、いろ／＼な仕事をやるわけですが、運輸委員会の方のいろ／＼な報告を見ますと、氣象台が今度是非常に縮小されるのでございませぬ。その結果は、この航空保安監のいろ／＼な業務の上において、さしつかへが起るのではございませぬか。

○小澤(國)委員 これは航空関係でありまして、氣象の方の関係を別に担

當するものではありませんので、航空保安監の持つ特別の仕事でありますから、先方の中央氣象台関係とは、別に影響はございませぬ。

○鈴木(明)委員 航空保安監の仕事は、大ざつぱりに申しまして、飛行場、滑走路、航空燈台、ビーコン、航空無線といったようなものであります。

○木村(榮)委員 二つにわけますと、大体今までの経験、実績から言つて、どつちの方がもうかりそうですか。

○小澤(國)委員 もうかるという言葉がどうかと思ひますが、大体において電氣通信の方は、これは建設費をどう使うか、改良費をどう使うかによつて非常に違ひますけれども、現状の姿においては、大体歳入、歳出が一致せられるような形になつております。もちろん先ほど話したように、建設をどういう角度で進めて行くか、その費用までもいゆる損益勘定から持つて行くかというのじや、もちろん足らぬにきまつておられますけれども、建設の方法を別途考へて、そうして現在の経費だけを維持して行くことだから考へたら、電氣通信省の方が確実性があります。

○木村(榮)委員 この間の内閣委員会で、小澤大臣がこゝういふことを言われた。郵政省というのは、これは妙味のある仕事で、たとえば保険の外交員をうんとふやして、どんど／＼と募集をやれば、もうかる。もうかると思ひますか、そういう意味だそうなんです。だから、中で人を減らすのが得策ではない。これはひとつうんと馬力をかけてやれば、その方が得策である。こゝういふような、まことにけつこうな話であつたのであります。こゝういふ

から行きますと、電氣通信省は大體固定したものだから、そうむやみに、電話をかけてくれといつて募集しても、それに應じて電話をかける者もないから、大したことはない。ところが今の郵政省の方は、この前大臣のおつしやつたように、そういう点もある。その他廣告だとか、何だとかで、妙味があるといふことを言われまして、こゝういふことを言われれば、今度の郵政省においても、そういうことは相當たくさん出ないければならぬと思つて、こゝういふ積極的な面は、こゝういふ見受けられます。將來はやりになるかわかりませぬが、今のところはあまり積極的じやない、こゝういふわけなんでしょう。

○小澤(國)委員 木村君の御指摘の通り、保険勧誘員を一人ふやせば、それだけ契約高が多くなる。従つて通信省という勘定から言うならば増収になる。それは今も考へておられます。ただ、今廣告という問題に触れられましたが、今廣告という問題は、木村君御承知のように、現在の通信省設置法では、通信省は廣告を扱うことができないことになつております。ところが、この法律では扱うことができないことになりまして、従つて現在の電柱であるとか、ポストあるいは郵便はがき等にも廣告をするような考へをもつて、今準備中でありまして、従つてそうした収入もあるいはあるかと思ひますし、大体それに対する予算も計上しております。しかしながら、こゝういつた言葉を無制限に解釈されて、保険勧誘員を幾人でもふやせば、幾らにでもなるという意味ではないのであ

第一類第一号附屬の七 内閣委員会通信委員会連合審査会議録 第一号 昭和二十四年四月二十八日

りますから、物にもおのずから限度がありますから、その限度という常識によつてお考えを願いたい。

○井之口委員 この航空保安廳というのは、予算は幾らくらいになつておるのですか。それで収入の点もあるのでしょうか。それと、これは終戦処理費でまかなうべき性質のものではないか、この三つの点であります。

○小澤國務大臣 これはお話のように終戦処理費でまかなうわけでありませう。予算の具体的金額は、後刻調べてお知らせします。

○小川原委員長代理 それでは飯塚定輔君。

○飯塚委員 私が伺いたいと思つて予定しておつたことは、同僚委員から同じ御質問がありましたから、省略いたしますが、ただ最後に一つだけ伺います。

先ほど大臣の御説明の中に、機構の改革によつてあるいは課がふえても、課長の下には今までのように何十人も課員を置くのではなく、あるいは四、五人のところもあり、非常に簡素化されるようなお話を伺いましたが、この点は、私も従来から関心を持つておるところでありまして、非常に賛成しておる次第であります。しかしこの機構の改正において、地方の通信局といひますか、これがよくまだはつきり私どもにはわかつておりませんが、今度の地方郵政局と地方電氣通信局は、今までのような地方通信局と大体似かよつたものであるかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○小澤國務大臣 郵政局は、大体現在の通信局から、多少監察の所在が違いますが、電氣通信を除いた、大体今の形をとつて参りますが、電氣通信の方は、地方部局といたしまして、十の通信局のほか約五十の通信部を置き、その下に施設、業務を合せまして、約二百の管理所を設置いたしますので、地方機構はかわつて参ります。

○飯塚委員 それでこれは私の希望と申し上げた方がいいかもしれませんが、この機構の改革において、いたずらに機構を縮小するということばかりでなく、人員の整理とか配置轉換等によつて、人員をふやさずに、機構の面においては、あるいは廣がるようなことがあつても私はよろしいと思うのであります。それはなぜかと申しますと、現在の通信関係の仕事は、文化の普及においてはこれは一番の重要な機関であり、また郵政事務の末端は郵便局、これは家庭の延長とまでいわれておるような機構でありますから、地方民の最も便益をはかるといふ点を御注意願ひしたいと思います。そしてどこまでもたとえ東北ならば仙台の現在の通信局へ行かなければ、用事が果せないというようなことも、各縣において簡単に仕事ができるように、この機構の改革に際して、特にその点御注意いただきたいと思ひます。これで私の質問を終ります。

○小川原委員長代理 ほかに何か御質問ありませんか。

○木村(榮)委員 先ほど私のお伺ひした点はいつわかりますか。

○小澤國務大臣 この次の内閣委員会、のときに政府委員をして答弁させます。

○小川原委員長代理 他に御質問がなければ本日はこの程度にして散会したいと思います。

午後五時三十二分散会